

○ 契約事務細則第27条第2項の基準の取扱いについて

経理部長通達

平成17年10月1日経会第54号

改正：平成21年4月30日経会第95号

工事の請負契約(予定価格が1,000万円を超えるものに限る。以下同じ。)に係る契約事務細則(以下「細則」という。)第27条第2項の基準(以下「低入札価格調査基準」という。)については、平成17年10月1日付け経会第53号により通知したところであるが、本制度は、いわゆる最低入札制限価格を定めたものではなく、工事の請負契約に係る競争を行った場合において、最低価格で入札した者の入札価格によっては、「その契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合」に、必要な調査を行うこと等により工事の適正な履行の確保を図ろうとするものである。したがって、その運用に関しては、下記に留意のうえ遺憾なきを期されたい。

記

第1 低入札価格調査基準の運用

低入札価格調査基準を運用する場合において、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で契約責任者の定める割合の算定は、次のとおりとする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、当該割合が10分の9を超える場合には10分の9と、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

(2) 特別なものについては、(1)の算定方法にかかわらず、10分の7から10分の9の範囲内で適宜の割合とする。

(平19経会109・平20経会148・一部改正)

第2 予定価格書への調査基準価格の記載

契約責任者は、工事の請負契約を競争入札に付そうとするときは、予定価格の算定の基礎となる仕様書、設計書、図面等により、低入札価格調査基準に基づく調査基準価格を算出し、予定価格書の(入札書比較価格¥〇〇)が記載された行の下に、「(調査基準価格¥〇〇)」と記載し、さらに、当該調査基準価格に105分の100を乗じて得た金額を「(調査基準価格の100/105¥〇〇)」と記載しておくものとする。

第3 競争入札参加者への周知

契約責任者は、本制度の円滑な運用を図るため、競争入札参加者に対して、現場説明、

入札執行等の際に次のことを説明するものとする。

- (1) 低入札価格調査基準があること。
- (2) 調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 調査基準価格を下回る価格で入札した者は、最低価格で入札した者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回る価格で入札した者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。

#### 第4 入札の執行

入札の結果、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。

#### 第5 調査の実施

契約責任者は、調査基準価格を下回る価格で入札した者により、その価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて、次のような内容により入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由。必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。
- (2) 契約対象工事付近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連(地理的条件)
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 建設副産物の搬出地
- (11) その他必要な事項

#### 第6 調査の結果適合した履行がなされると認められる場合の措置

契約責任者は、調査の結果、最低価格で入札した者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認めたときは、直ちに、最低価格で入札した者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。

#### 第7 調査の結果適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の措置

契約責任者は、調査の結果、最低価格で入札した者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、細則第27条第4項の規定に基づき、その理由及び自己の意見を記載した書面を社長に提出し、その者を落札者としなないことについて承認を受けなければならない。

#### 第8 社長の承認を受けた場合の落札者の決定等

(1) 契約責任者は、第7の社長の承認を受けたときは、最低価格で入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者(以下「次順位者」という。)を落札者と決定するものとする。

なお、次順位者が調査基準価格を下回る価格で入札した者であった場合には、第5以降と同様の手続によるものとする。

(2) 契約責任者は、次順位者を落札者と決定したときは、直ちに、最低価格で入札した者に対しては落札者とし、次順位者に対しては落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。

#### 第9 閲覧に供する書面への特記

低入札価格調査の対象となった入札については、当該工事に係る入札結果等を公表する際に、閲覧に供する入札(見積)状況調書の写しの摘要欄等に「低入札価格調査実施」と記載するものとする。

改正文〔平成21年4月30日経会第95号〕抄  
平成21年5月1日から施行する。